

令和 2 年 9 月 定例会

# 河合町議会会議録

令和 2 年 9 月 2 5 日 開会

河合町議会

## 令和2年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

### 第4号（9月25日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○欠席説明員	3
○議会事務局出席者	3
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○委員長報告	5
○議案第42号、議案第49号、議案第55の委員長報告、討論、採決	6
○議案第43号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第50号、 議案第52号、議案第53号、議案第54号の委員長報告、討論、採決	9
○議案第44号、議案第45号の委員長報告、討論、採決	19
○認定第1号から認定第8号の委員長報告、討論、採決	21
○議員発議第11号の上程、説明、討論、採決	31
○議員発議第12号の上程、説明、討論、採決	33
○議員発議第13号の上程、説明、討論、採決	34
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	35
○閉会の宣言	35
○署名議員	36

令和 2 年 9 月 2 5 日（金曜日）

（第 4 号）

## 令和2年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和2年9月25日(金)午前10時00分開会

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第1  | 議案第42号   | 令和2年度河合町一般会計補正予算について                                      |
| 日程第2  | 議案第49号   | 河合町税条例の一部改正について   |
| 日程第3  | 議案第55号   | 財産の取得について   |
| 日程第4  | 議案第43号   | 令和2年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について                                |
| 日程第5  | 議案第46号   | 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算について                                  |
| 日程第6  | 議案第47号   | 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について                             |
| 日程第7  | 議案第48号   | 河合町手話言語条例の制定について  |
| 日程第8  | 議案第50号   | 河合町国民健康保険税条例の一部改正について                                     |
| 日程第9  | 議案第52号   | 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について           |
| 日程第10 | 議案第53号   | 河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                                 |
| 日程第11 | 議案第54号   | 河合町介護保険条例の一部改正について  |
| 日程第12 | 議案第44号   | 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について                           |
| 日程第13 | 議案第45号   | 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について                          |
| 日程第14 | 認定第1号    | 令和元年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について(別冊)                              |
| 日程第15 | 認定第2号    | 令和元年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)                        |
| 日程第16 | 認定第3号    | 令和元年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)                   |
| 日程第17 | 認定第4号    | 令和元年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)                         |
| 日程第18 | 認定第5号    | 令和元年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)                  |
| 日程第19 | 認定第6号    | 令和元年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)                          |
| 日程第20 | 認定第7号    | 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について(別冊)                     |
| 日程第21 | 認定第8号    | 令和元年度河合町水道事業会計決算認定について(別冊)                                |
| 日程第22 | 議員発議第11号 | 河合町議会基本条例(案)の制定について                                       |
| 日程第23 | 議員発議第12号 | コロナ危機のもと小中学校全学年での少人数学級の実現と特別支援学校における設置基準を設けることを求める意見書について |
| 日程第24 | 議員発議第13号 | 新型コロナウイルスの感染症拡大の影響に伴う県営水道料金の引き下げを求める意見書について               |

日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで議事日程に同じ

---

出席議員（13名）

1番 森 光 祐 介	2番 常 盤 繁 範
3番 梅 野 美智代	4番 佐 藤 利 治
5番 中 山 義 英	6番 坂 本 博 道
7番 長谷川 伸 一	8番 杵 本 光 清
9番 大 西 孝 幸	10番 馬 場 千恵子
11番 岡 田 康 則	12番 西 村 潔
13番 谷 本 昌 弘	

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	竹 林 信 也	総務部参事	横 山 泰 典
企 画 部 長	福 井 敏 夫	総 務 部 長	澤 井 昭 仁
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	住民生活部長	門 口 光 男
まちづくり 推 進 部 長	堀 内 伸 浩	教 育 部 長	上 村 欣 也
企 画 部 次 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 次 長	上 村 卓 也
福 祉 部 次 長	中 野 雅 史	まちづくり 推 進 部 次 長	石 田 英 毅
総 務 課 長	小 野 雄 一 郎	税 務 課 長	新 井 俊 洋
社 会 福 祉 課 長	浦 達 三	高 齢 福 祉 課 長	古 谷 真 孝
子 育 て 支 援 課 長	小 山 寿 子	住 民 生 活 課 長	上 村 英 伸

教育総務課長 中尾 勝人

欠席者（なし）

---

会議に従事した事務局職員

局長 佐藤 桂三

局長補佐 高根 亜紀



開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（杵本光清） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので令和2年第3回定例会を再開いたします。

尚、本日は手話通訳者の方に議場へ入っていただいておりますのでご了承下さい。

---

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告

○議長（杵本光清） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、常盤繁範議会運営委員長より報告願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤委員長。

○2番（常盤繁範） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。本日の議事日程につきましては、総務常任委員会で審議されました議案第42号、議案第49号、議案第55号。

厚生常任委員会で審議されました議案第43号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第50号、議案第52号、議案第53号、議案第54号。

経済建設常任委員会で審議されました議案第44号、議案第45号。

決算審査特別委員会で審議されました認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号。また、本日、議員発議第11号、第12号、第13号を上程しました。

また議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程され、逐条審議いたします。

以上、報告を終わります。



○議長（杵本光清） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告とおり決定します。

---

◎議案第42号、議案第49号、議案第55号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第1、議案第42号、日程第2、議案第49号、日程第3、議案第55号を総務常任委員会に付託しておりますので、馬場千恵子総務常任委員長より報告を求めます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場委員長。

○10番（馬場千恵子） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

9月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第42号、第49号、第55号について、9月14日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第42号 令和2年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出については、財政調整基金積立金に対する質疑があり歳入超過があった場合は歳入から歳出を差し引いた額を財源調整として財政調整基金積立金を予算計上するとの答弁がありました。

未熟児養育医療について、対象者が増えているのか、財源についての質疑に対して、令和元年度対象人数4名でレセプト件数7件、平成30年度対象人数7名レセプト件数15件。実績としておおよそ1人2件のレセプト件数になっており、対象者については毎年変動があり、今年度については1人の治療期間が5ヶ月になっている方や、最近3名の乳児の方が対象として申請された。財源は国庫1/2、県費1/4、町負担1/4との答弁がありました。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業及びこども園運営費の消耗品について、補助金は厚生労働省からなのか、今後も補助はあるのかの質疑に対して、補助金の内訳として厚生労働省からの保育対策総合支援事業費補助金として1施設50万円と、県からは家庭支援推

進交付金として1施設50万円となっている。今後の補助金については未定であるとの答弁がありました。

保健センター整備事業については、9月の補正理由、建築年度、工事契約方法について質疑があり、保健センターは昭和63年建築で32年以上が経過しており、屋上の防水に関しては今まで部分的な補修で対応してきたが、6月の大雨で3階の電気系統に異常がおこり、建物の継続的使用のためには、大規模な補修を余儀なくされた。また、契約については入札との答弁がされました。

消防団員退職報奨金については、退職者はどこの分団に属するのか、再編の進捗状況、5分団体制についての今後、歳末夜警の周知、また退職報奨金の基金についての質疑があり、退職者は第一分団4名、第二分団2名の合計6名であり、再編会議は4回行われており、定数、報酬等を含めて検討している。歳末夜警については、総代自治会長及び絆づくり部会で周知しており、町民へは広報でも周知している。退職報奨金の積立金は消防団員等共済掛金として支出しているとの答弁がありました。

歳入では普通交付税の増額要因、特別交付税について全国各地の災害による影響、保健センター整備事業債の交付税措置に対する質疑があり、普通交付税の増額については、地域社会再生事業費が新設された。認定こども園を含む福祉関係などで地方財政計画以上の伸び率であった。特別交付税に対する災害影響額については、災害対策は国庫補助がメインで以前にも何度かの大きな災害があった年度でも、特別交付税の影響は数%で、保健センター整備事業債の交付税措置はないとの答弁がありました。1名の委員外議員からの質疑があり、答弁がなされました。審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第49号 河合町税条例の一部改正については、理事者より説明を受け質疑を行いました。審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第55号 財産の取得については、理事者より説明を受け質疑を行いました。

校内LAN整備も含めた今後についての質疑に対し、現在校内LAN整備業者と打合せをしているところで、第二小学校大規模改修工事も同時に進めており、年度内の整備を予定している。管理サーバーやスイッチ、アクセスポイント、電気工事などになる為、仕様書の作成に時間を要していますとの答弁がなされました。

その他、教員の研修方法・受講料の有無、タブレットの予備・補償期間・保管方法などの質疑があり、全ての学校にタブレットの導入を行っており、現在、教育研究所が研修計画を作成し、各学校のICT担当の教員が研修リストの中から選び無料で受講し、学校に戻って

他の教員に指導することになります。タブレットについては、予備は第二小学校が3台、その他は各1台で今後の児童生徒数も考え最小限の購入を考えており、補償期間は自然故障に対して1年間、保管方法は、各教室内に設置するキャビネットに鍵を付けて保管するなどの答弁がされました。審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第42号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論」という者あり）

○議長（杵本光清） それでは討論に入ります。まず、反対討論のある方。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。今回の補正の個別の内容はやむを得ないものとは考えられますが、令和元年度一般会計の不適切な決算処理による繰越金を歳入として補正するものであり、本体会計でもありますので認めがたく反対したいと思います。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 無いようですので、討論を終結致します。これより、議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第42号 令和2年度河合町一般会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第49号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第49号 河合町税条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第55号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第55号 財産の取得については委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第43号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第50号、議案第52号、議案第53号、議案第54号の委員長報告、  
討論、採決

○議長(杵本光清) 日程第4、議案第43号、日程第5、議案第46号、日程第6、議案第47号、日程第7、議案第48号、日程第8、議案第50号、日程第9、議案第52号、日程第10、議案第53号、日程第11、議案第54号を厚生常任委員会に付託しておりますので、梅野美智代厚生常任委員長より報告を求めます。

○3番(梅野美智代) はい、議長。

○議長(杵本光清) 梅野委員長。

○3番（梅野美智代） 厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第43号、第46号、第47号、第48号、第50号、第52号、第53号、第54号について9月11日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第43号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

今回の保険税の増額原因、所得割の増額について今までと違った方法を取り入れたのか、基金保有額などの質疑が有り、保険税増額原因は、予算作成時の見込みと比較して、被保険者数の増加、徴収率を96%から96.63%で計算を見直したこと、また、所得割課税対象者で見た一人当たりの所得の上昇や所得更正などによる増額補正、所得の把握については、適正な賦課を行うためにも、未申告者の方に対し申告書を郵送し申告するよう依頼したことによる成果、国保の基金残高は3億9,123万1,013円となったなどの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第46号 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

償還金について、一号被保険者保険料は含まれるのか、償還金の内容内訳、基金保有額について質疑があり、償還金については、保険料は含まれず、内容は地域支援事業交付金の返還であり、内訳は、国373万7,238円、県191万7,451円、基金保有額は今回補正額を仮に全額積み立てた場合、2億6,819万6,651円となるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第47号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

繰越金は保険料かと質疑があり、出納整理期間に被保険者の方が納付された保険料で、3月までに納付された保険料については4月に広域連合に納付されるが、広域連合の会計年度締めとの関係で、翌年度に保険料収納分の歳入額を繰越、今年度広域連合に納付するためとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第48号 河合町手話言語条例の制定については理事者より説明を受け審議を行いました。

条例の中の障害の「害」について、漢字を使用しているが、多くの自治体はひらがなを使

っていますが、との質疑に対し、今回の漢字表記については、障害者基本法、奈良県条例等の法令に準じて記載しており、また障害は本人を指し示すものではなく、本人が社会の中で直面する様々な障害を表しているのですが、害の漢字のもつマイナスイメージも理解できますので、町から出す文書について配慮できる部分についてはは配慮していきたいとの答弁がありました。

また、障害の有無にかかわらず誰を指すのか、条例化にあたり予算措置・計画はあるのか、現在ろう者は何人位おられるのか等の質疑があり、障害者全ての方を指し、今年度は広報等を考えているので予算化はしていない、ろう者は約10人でサービス利用者は7人との回答がありました。

また、委員外委員からの質疑が1名からあり、答弁がなされました。

厚生常任委員から障害の害について、ひらがな記載の修正案が出され、審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

また、修正議決した部分を除く原案についても、全員賛成で可決することに決しました。

議案第50号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第52号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。

主な改正内容、この条例が最低ラインなのかと質疑があり、副食費については、3歳から5歳までは在宅においても必要なので実費徴収を行うが、所得が360万円未満及び第三子については徴収が免除される、国に準じた条例なのでその通りとの回答がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第53号 河合町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。

延滞金の特例とはどうなるのかと質疑があり、延滞金は、一定期間は7.3%でその期間を超えると14.6%の割合を乗じることになるが、特例内容は、市中金利の動向を踏まえて、財務大臣が告示する平均貸付割合に基づき、延滞金の利率を求めるもので、現在では、令和元年12月12日、財務大臣告示で割合が0.6%とされており、7.3%の期間においては、2.6%。14.6%の期間においては、8.9%の割合で延滞金の計算を行うとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第 54 号 河合町介護保険条例の一部改正については理事者より説明を受け審議を行いました。

7.3%の期間の対象者は7.3%から2.6%に、14.6%の期間の対象者は14.6%から8.9%に軽減されますとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第43号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第43号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第46号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第46号 令和2年度河合町介護保険特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第47号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号について討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論」という者あり)

○議長(杵本光清) 討論との声ですので、これより討論に入ります。まず、最初に反対討論のある方。

○2番(常盤繁範) はい、議長。

○議長(杵本光清) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) 第48号議案について反対の討論をさせていただきます。厚生常任委員会に付託された議案でございまして、この意見に関しまして委員会の方で修正案を提出されて委員会の方では可決されてる内容でございます。私としましては原案の提出された経緯と審議の上、可決されたもの、それに対して両方供の反対討論させていただきます。私は委員外議員としまして質問をさせていただいた経緯がございます。厚生常任委員会において委員外議員として質問させていただきました。これから申し上げます6点の内容で質問させていただきました。それに対してご答弁いただいた内容、少々お時間いただきますが、この場で申し上げさせていただきます。まず、第1に地方自治法第16条3項に条例は、条例に特別の定めがあるものを除く外、公布の日から起算して10日を経過した日からこれを施行する。別に定めがなければ交付の日から10日後には施行されるという形なんですけども、10月1日とした理由は何ですかという質問をさせていただきました。それに対しては、なるべく早く施行したいと考えましたという答弁でございました。

続きまして、条例案の作成については、町の現状、法令等との関係などを考慮して作成。



施行についてはですね、「未発動の状態にある条例を現実に働きだす状態に置くこと」と私は認識しております。またこれは公式文章の方にも記載されてる内容でございます。それに基づいて質問させていただきますが、この条例案は「地域共生社会の実現に向けて」の第一歩としての条例案と解釈しております。しかしながら、そもそも河合町には平成30年3月に出された、町が進めていく障害者施策の基本方針や目標を定めている「河合町第4次障害者基本計画」、その実施計画として「第5期障害福祉計画」を公表しております。この「河合町第4次障害者基本計画」では、5つの基本的視点を定め、現状と課題を踏まえて施策を打ち出しております。私個人の解釈では、少なくともこの条例案に関連する施策は10項目以上ありますが、この条例案がどのように関連するかの説明会なり、協議会の開会は出来なかったのでしょうかと質問させていただきました。それに対してはご指摘いただいたとおり施策に基づいて今後は進めて行きます。とご答弁いただきました。続きまして、他の自治体と比べて、財政的に厳しい河合町で条例制定に伴う実施計画、それに伴う予算計画を添えず、条例案を審議することは不適切であると考えますが、事前に提出は出来なかったのか。こういった形を質問させていただきました。現状で、実施計画、予算計画はたてておりませんが今回先行的にですね、条例の制定は進めさせていただく。このような答弁いただきました。続きまして、実施計画・予算計画について、そもそも基本計画を打ち出しておりますから、これを言いますと、河合町第4次障害者基本計画と第5次障害福祉計画、このことですね。条例制定を経ずとも、実施計画ですとか予算計画を策定して、説明会・協議会を実施して補正予算計上することは今までいくらかでもできたのではないですか。とこの形で質問させていただきました。その件に関しましては、立てておりません。という回答をいただいております。続きまして、実施計画、予算計画を策定。説明会・協議会を実施して、この9月定例会に補正予算議案として提出されるべきではなかったのですかとお伺いしましたところ、これに関しても立てておりません。という回答をいただきました。この条例案の提出について、実施計画、予算計画が未策定です。説明会・協議会を未実施。そういう状況であって、この条例制定によって、今後一切予算計上の必要がないのですか。この場ではっきりと明言してください。と質問させていただきましたら、この場では予算計上を考えておりませんが、来年度の予算編成では計上予定です。と回答をいただきました。以上6点の項目を委員外議員として1度きりの質疑を許されるタイミングで質問させていただきました。これから申し上げるのは私の反対理由です。地方自治法第222条1項に予算を伴う条例提出の制限を定めた条文がございます。普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があ

らたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。と条文では定めております。これを踏まえて、これから申し上げる内容で反対をさせていただきます。まず1点目は、施行日は近隣自治体と足並み揃える意図で10月1日と定めていたところがどうも感じるところがあります。それに対して、条例制定・施行に伴う具体的な実施計画、予算計画は現状では全くございません。河合町の財政状況を鑑みれば、しっかりと予算上の協議を行った上で、条例案の提出をすべきだと考えます。無計画で近隣自治体と足並み揃えるだけの条例案であるが、近隣自治体が予算を受け持ってくれるのでしょうか。あり得ないと思います。改めて申し上げますが、地方自治法第222条第1項に「あらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」とあるように、無計画の状態では条例案を提出することは、町民とくに町内全ての障害者に対して失礼であると感じます。これは確証を得ていませんが、何年間もほったらかしにしていたこの条例制定について、元職員の後始末で提出されているようにも感じられるんですよ、提出するのならやっつけで仕事をするのではなく、しっかりと手続きを踏んで提出すべき案であり、職員の皆さん以後はそのことを踏まえてしっかりと仕事をしていただきたい。出すならしっかり仕事をして提出していただきたい。そのように考えまして反対をさせていただきます。以上です。

○議長（杵本光清） 次に本案に対する賛成者の発言。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 賛成討論をさせていただきます。

河合町におきまして、手話を言語として知ってもらふ為の条例という事で障がいについて理解を深めるためのひとつとなることをうれしく思っています。宇陀市では障がい者コミュニケーション条例が制定されています。障がいの有無により分けへだてることなく豊かなコミュニケーションが図られることが需要です。しかし、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段に対する理解及びそれらを利用するための環境の整備は十分に整えられていないのが現状ではないでしょうか。これを機会に河合町においても視覚障害者の方の点字ブロックや点字ステッカーの充実・点検が必要です。又バリアフリー等障がいのある方にやさしい地域社会は誰にもが安心して暮らせる社会となるのではないのでしょうか。この条例が成立した後、すみやかに具体的な施策を実行していただくことをお願いして賛成討論と致し

ます。

○議長（杵本光清） 暫時休憩致します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時38分

○議長（杵本光清） お待たせいたしました。再開します。

討論から再開致します。討論のある方発言願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及・促進させるのが条例の目的であり、その為にはまず手話を理解する必要があると思うので私は賛成討論と致します。

○議長（杵本光清） 他にありませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 討論させていただきます。賛成の立場から討論させていただきます。

この条例制定施行10月1日となっておりますが、厳しい財政状況のもと具体的かつ予算面からも施策を早急に講じることを要望します。2番目にろう者以外でさまざまな障がいをお持ちの方が多く町に住んでおられます。これらの方々にもバリアをできるだけ無くす点からも障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション・手段・理解・利用の促進に関する条例を制定すること併せて要望します。以上で賛成討論を終わります。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 賛成の立場から討論します。

条例ができた以上、行政側もこれからは一生懸命に力を入れていかないと、条例あるのになんでやねん。という話もできます。私としてはこれを啓発を進める意味でやはり、町内の医療機関、各店舗、学校教育においても手話の時間というのを取っていただいて、同じ学年の連れ同士、今は、やはり手話でも話せるようなそういった学校になればなと思いますの

で、その当たり、町長も教育者出身ですのでそのへんよろしく申し上げます。以上です。

○議長（杵本光清） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 無いようですので、討論を終結致します。これより、議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は修正です。まず、委員会の修正案について裁決を行います。  
委員会の修正案に賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について裁決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議案第50号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第50号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第52号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第52号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第53号 河合町後期高齢者医療に関する基準を定める条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第54号 河合町介護保険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第44号、議案第45号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第12、議案第44号、日程第13、議案第45号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸経済建設常任委員長より報告を求めます。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

9月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第44号、第45号について、9月14日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第44号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第45号 河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第44号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 討論との声ですのでこれより討論を行います。まず最初に反対の討論の方。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の決算処理に伴う実務的なものでありますが、回収組合に依存しながら回収の目途が明確でない形で進められている本体予算、このやり方を支えるもので、認

めがたく反対とさせていただきたいと思います。

○議長（杵本光清） 次に賛成の方の討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） その他討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 無いようですので、討論を終結致します。これより、議案第44号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第44号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第45号 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩致します。再開は11時5分と致します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

---

◎認定第1号から認定第8号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 再開します。

日程第14、認定第1号、日程第15、認定第2号、日程第16、認定第3号、日程第17、認定第4号、日程第18、認定第5号、日程第19、認定第6号、日程第20、認定第7号、日程第21、認定第8号を決算審査特別委員会に付託しておりますので、坂本博道決算審査特別委員長より報告を求めます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 去る9月4日の本会議において当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8認定について、9月16日から18日に委員会を開会しましたので、その結果及び主な内容について報告します。

認定第1号 令和元年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、代表監査委員から令和元年度決算審査に関する説明を受け、審査意見を踏まえて町長が挨拶、それに対する総括的な審議を行い、その後、歳出から款項別に審議を行い、歳入についても款項別に審議しました。最初に審査意見に対する質疑として、予備費について毎年決まった額2,500万円を予算計上しているがその根拠、予備費とは地方財政法上に書かれているように予算計上に想定していない緊急な費用が発生した場合使うとなっているとの質疑に対し、予備費の根拠は地方自治法で一般会計において必ず計上しなければならない、額については以前は3,000万円計上していたが、過去の実績に基づいて現在2,500万円を計上している。予備費は地方自治法第217条で予算外の支出、または予算超過の支出に当てるために歳入歳出予算に計上しなければならない。予備費は議会の否決した使途に充てることはできないと標記されるのみで裁量権が認められており、突発的という記載はないとの答弁がありました。

毎年、黒字と発表されている健康数値を表す色々な数値が悪化するのとはとの質疑に対し、町の財政状況の周知については、事実を正確に周知すべきであり、その上で単に不安をおお



るような周知の仕方は適切でなく、財政状況が厳しい事柄について色々な数値を示しながら説明すると同時に、適切な財政運営に基づき財政健全化に取り組んでいく方向性を示すという事も必要、決算審査が終わり広報等に計上する際は、マイナス要素、プラス要素、将来に向けた要素、これらを正確に町民の方々に周知していきたいとの答弁がありました。

健全化については、健全化指標項目の目標設定、毎年の検証、住民への公表が提議されているが、その点で今回の公債費の据え置き措置の影響について意見書の指摘をどのように受け止めているかの質疑に対し、公債費の据え置きは、長期的な歳出の平準化を図るために実施したもので、これによる影響の部分については、町民の方にも説明させて貰うとの答弁がありました。

また、税の公平性の観点から適正課税と滞納整理を今後もやって貰いたいとの意見がありました。その後、歳入歳出、款ごとに慎重審査を致しました。審議の結果、賛成少数で認定しないことに決しました。

次に、認定第2号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、人間ドックについて、助成金額・人間ドックと脳ドックの併用助成・広報の仕方についての質疑に対し、助成金額は2万円が限度額で、同一年度内に人間ドックと脳ドックの両方は受診できず、広報については目に付きやすい所に掲示して、掲載方法も検討するとの答弁がありました。

その他に葬祭費の件数と助成額、1年間病院に係られていない方は居られるのか、その方に対する恩賞などについて質疑があり、それぞれ答弁がされました。

歳入では、基金の今後の活用についての質疑に対し、医療費支給に対する費用は、都道府県化により県から支給されるが、人間ドックなどの独自保険事業は自主財源になるので、それらに基金を活用し、また、県単位化での保険税率統一に向けた保険税見直しにおける負担額の抑制に充当するとの答弁がありました。

その他、滞納者に対する短期証の発行、不納欠損、収入未済額、徴収体制、第3者行為損害賠償金、基金残高などについて質疑があり、それぞれ答弁がされました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和元年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、回収管理組合の加入はいつまでとの質疑に対し、組合加入は令和6年まで加入するとの答弁がありました。

その他、公債費の償還終了年度や令和2年度の見込みについて質疑があり、それぞれ答

弁がされました。

歳入では、平成 30 年度の不納欠損 2 件の内容についての質疑に対し、不能欠損額は 701 万 6,477 円で、放棄した債権名は 2 件とも住宅改修資金貸付金で昭和 60 年度分は債務者死亡、昭和 62 年度は債務者が著しい生活困窮者と判断されたものとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第 4 号 令和元年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、長寿命化計画の 5 工区の施工箇所と今後の予定についての質疑に対し、施工箇所は星和台地区及び中山台地区であり、マネジメント計画に沿って進めていきたいとの答弁がありました。

歳入では、平成 25 年度から平成 28 年度各年度の不納欠損件数についての質疑に対し、平成 25 年度 41 件、平成 26 年度 46 件、平成 27 年度 47 件、平成 28 年度 40 件との答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第 5 号 令和元年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、

この制度はいつまで続くのかとの質疑に対し、住民に対する意向調査を今年度中に実施したいとの答弁がありました。

その他に下水道普及率、残りの件数、360 万円は何件分を見込んでいるのか質疑があり、それぞれ答弁がされました。

審議の結果、全員賛成で認定することに決しました。

次に、認定第 6 号 令和元年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳出では、認定調査費等について、賃金、認定調査委託、手数料の 3 種類が計上されているがそれぞれの違いの質疑に対し、賃金を支払っている直営認定調査員は新規申請、区分変更など複雑な調査を行っている。委託料は更新申請の認定調査を居宅介護支援事業所に委託している。手数料は主治医が主治医意見書等を記入する手数料との答弁がありました。

その他に認定調査やケアプラン関係で調査員の研修・調査精度のばらつき・ケアプラン費用、介護人材不足、不用額については居宅介護サービス給付費や在宅医療・介護連携事業費などについて質疑があり、それぞれ答弁がされました。

歳入では、滞納者が介護保険利用をするにあたり、対策を行っているかの質疑に対し、

介護保険を利用する際には必ず認定調査の依頼を行う必要があるのでその際に納付を促しているとの答弁がありました。

また、不納欠損額が7倍になり、収入未済額大幅に減ったのかとの質疑に対し、介護保険料の時効は2年で、これまで時効に基づいた不納欠損が十分出来てなかった。令和元年度にこれまでの取扱いについて検討した結果、時効になったものは全て不納欠損すべきとの判断に至ったとの答弁がありました。

その他、徴収体制などについて質疑があり、それぞれ答弁がされました。  
審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和元年度河合町水道事業会計決算認定について審査意見に対する質疑として、事業の方針で県域水道一体化について令和7年に県が進めようとしているがロードマップを作成するのかとの質疑に対し、県域水道一体化が始まるとしており、必要となりますので検討を始めるとの答弁がありました。

決算書に対する質疑として、経営指標の有収率が平成30年度90.7%に対して令和元年度90.2%となった理由についての質疑に対し、漏水が原因と思われるので令和2年度全域を調査する予定との答弁がありました。

その他、中山田池水道タンク除却後及び予備タンクの資産、営業収益と営業外収益の項目、営業費用の委託料の内容、令和元年度は全て県水で対応したのかなどの質疑があり、それぞれ答弁されました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの審議結果及び主な内容について報告を終わります。

○議長（杵本光清） 認定第1号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 異議ありとのことですので、討論に入りたいと思います。それではまず本案に反対の討論の方。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 非承認の立場で討論させていただきます。令和元年度一般会計歳入の面で例えば、地方交付税、町民税、財産受払収入等で、かなりの額の減収があるにもかかわらず、減額補正予算措置を取らずに5月出納閉鎖に至るまでの決算に至ったことと、予備費の充当に関しても適切とは思えない点があり、また最終的に基金の取り崩しを行い計上の黒字決算を致しております。今後、増収以外に減収が見込まれる時は歳出にかかる施策、事業等を機敏に見直すことが肝要と判断しております。よって非承認とさせていただきます。

○議長（杵本光清） それでは賛成の立場の方。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 承認の立場でお話します。まず、決算認定の承認の趣旨は予算執行の適否を検証及び確認することです。令和元年度の予算は前町長の骨格予算に現町長が肉付けをされた、いわゆるイレギュラーで変動的な予算であることから多少の困難はあったと思います。予備費の充当については議員の方々からさまざまな意見が述べられました。理事者から法令に基づく事務処理の手法について説明があり理解をしましたが、監査委員の審査意見の中に予備費からの歳出については内容の精査を慎重に審議し執行されることを望むと述べられています。骨格予算ではありましたが、今後予備費の使用については慎重に取り扱うようにお願いします。また、決算書に添付されております、監査委員の審査意見の中に事業、執行については法律、条例等の手順に基づいて執行されていると述べられています。これらの事と審査意見所の内容、全般を踏まえ承認としての答弁とさせていただきます。

○議長（杵本光清） 次に反対の立場の方。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 未承認の形で申し上げさせていただきます。

色々細かいところ審査の部分で、私、初日は申し訳ございませんが休ませていただいたんですけども、2日目、3日目と審査の方参加させていただいた上で細かいところを質疑させていただきました。この場で申し上げる点としましては、細かいところは割愛させていただきますが、やはり大きなポイントとしましては予備費の計上の方法ですね。状況を鑑みますと先ほど他の議員からもお話があったように、選挙を控えてた時期なんですね。4月1日に予備費として形状処理した部位に関しましても、前の月に骨格の予算という形で前の町長さ

んが編成されて議会が承認して、その後選挙という形。これは4月21日が投票日でしたかね。そういう形であったと思うんですけども、一旦空白の期間みたいなものができてしまったわけです。そういうものに関しては私としては理解できるんです。理解できるんですけども、本来議会としての骨格予算が計上される際にしっかりと質疑をしていれば4月1日の予備費に対してですね年度が始まる初日に予備費として計上するというような事はもしかしてなかったんじゃないのかなと。私としましては理事者に対してのものにもあるんですけども、議会そのものの、審議の方法、審議の深度、そういったものも今後反省点として踏まえる上で私としてはここで反対をしておきたいと考えまして申し上げます。以上です。

○議長（杵本光清） 次に賛成の立場の方いらっしゃいますか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） それではその他に反対の方。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

今回、黒字決算としながらも、年度末に義務的経費として予算計上していた公債費の一部の償還を先送りした結果であります。厳しい財政状況だからこそ、職員・住民にその状況を正しく知らせ、財政運営を進めるべきであると思います。その点で、今回の処理は今後の財政運営を歪めることに繋がりがかねないと危惧をします。よって一般会計の認定しがたく反対とさせていただきます。

○議長（杵本光清） その他討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 無いようですので、討論を終結致します。これより、認定第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は不認定です。従いまして原案について採決します。認定第1号は原案のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 少数であります。

着席願います。

よって、認定第1号 令和元年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については認定されないことに決定されました。

認定第2号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「はい」と言う者あり)

- 議長(杵本光清) 坂本議員。討論ですね。
- 6番(坂本博道) はい、討論です。
- 議長(杵本光清) どうぞ。
- 6番(坂本博道) 反対討論させていただきます。

今回、財政調整基金に5,000万円を積立てる決算結果となっております。今、国保の運営全体が県の単位化方針を前提に進められており、基金活用も含め町独自の国保税軽減や予防活動の実施などの施策など見えない運営結果での決算であり、認定難しく反対とさせていただきます。

- 議長(杵本光清) その他討論ございませんか。

(発言する者なし)

- 議長(杵本光清) 無いようですので、討論を終結致します。これより、認定第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、認定第2号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定されることに決定されました。

認定第3号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、認定第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、認定第3号 令和元年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第4号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、認定第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、認定第4号 令和元年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第5号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、認定第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、認定第5号 令和元年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第6号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり。討論」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 討論とのことですので、まず最初に認定第6号に対する反対の討論の方。

○6番(坂本博道) はい、議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 今回の決算結果として、基金積立5,033万円となるような結果にもなっております。個別的には、様々な施策に取り組んでいることは認めながらも、全体としては国の制度を改悪された部分を含めてそのまま実行するものの予算となり。予算策定時の一層の改善が必要であり、その予算の執行として、認定しがたく今後の改善も期待して反対をしたいと思います。

○議長(杵本光清) 続きまして賛成者の討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) それでは、その他討論ございませんか。

○2番(常盤繁範) はい、議長。

○議長(杵本光清) 常盤議員。

○2番(常盤繁範) 反対の立場を取らせていただきます。

先ほど、委員長報告からもありましたように不納欠損の処理についてですね、法に基づくと2年以上のものを不納欠損できるとなってるんですが、今回はまとめてるんですね。それに対して実際に徴収の努力をしたのかという部分の質疑があったと思うんですけども、私としましてはその努力が不十分であったのではないかなと。その状態の上でこの不納欠損をしてしまうのは、いかななものかと考えまして反対をさせていただきます。以上です。

○議長(杵本光清) その他ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) 無いようですので、討論を終結致します。これより、認定第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、認定第6号 令和元年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については委



員長報告のとおり認定されることに決定されました。

認定第7号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、認定第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、認定第7号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定されました。

認定第8号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「討論」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 討論とのことです。これより討論に入ります。まず本案に対する反対者の討論をお願いします。

○10番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(杵本光清) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 反対討論させていただきます。

水道事業の報告では給水人口が前年度に対して282人減少となっています。前々年度は197人で年々増加傾向にあります。また、町民の節水意識の向上や節水機器の普及など様々なライフスタイルの変化などによる使用量も減少傾向により厳しい財政状況が予想されるとし、経費の削減に努め経営の健全化を図り安全でおいしい水の安定した供給に努めるとあります。これについては審査意見においても同様の見解です。しかし、具体的に削減努力がどのようにされているのか見えていません。しかも有終収率についても平成30年度には29年度に比べて90.7パーセントと0.2パーセントアップしています。しかし、令和元年度におきましては90.2パーセントと低くなっています。この原因はどこにあるのか、どうすればアップできるのか、また漏水などについても全域で検査を行うということですが速やかに行われることを

期待しています。また建設改良費については県水直結、西大和配水池の除却等を行うということですが、不要額が4,531万5,500円となっています。これらの事業については近隣の住民の方はもちろんのこと、町民もその進行状況など情報の提供を希望されています。地域住民に現状や見通し等ていねいな説明をお願いして反対討論と致します。

○議長（杵本光清） 次に賛成者の討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） それでは、その他ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 無いようですので、討論を終結致します。これより、認定第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定です。認定第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、認定第8号 令和元年度河合町水道事業会計決算認定については委員長報告のとおり認定されることに決定されました。

---

#### ◎議員発議第11号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第22 議員発議第11号 河合町議会基本条例（案）の制定についてを議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提案者の西村潔議員の説明を求めます。

○10番（西村潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○10番（西村潔） 平成29年7月24日に設置されました「河合町議会改革特別委員会」にて策定されました「河合町議会基本条例(チーム承認案)」をもとに、令和2年5月～8月にかけて、議員懇談会で審議・検討のうえ、修正・追加を行い策定に至った「河合町議会基本条例(案)」を上程いたします。

条例(案)の制定理由としては、地方分権・地域主権時代を迎え、議会は二元代表制の一翼を担う合議制の機関として、その果たすべく役割と責任が益々重大になっていることから、議員自らが議員としての自覚と見識を持って、町民の負託に的確に応える決意を明らかにするため「河合町議会基本条例」を制定し、河合町議会の活性化及び町民に信頼される議会への第一歩を踏み出そうとするものです。

主な内容としては、町民とともに歩む議会、町民に開かれた議会の実現を目指し、「議会や議員の活動原則」・「議会運営」などを条例に盛り込んでいます。

また、町民に対する議会報告会の開催や議会からの政策立案及び提言を推進するとともに、請願及び陳情の委員会審査の際に、提出者の意見陳述の機会を確保するなど、町民が議会の審議に参加する機会の確保についても条例化しています。さらに、「町長等と議会の関係」では、行政の執行が適正に行われるよう責任ある意思決定機関として、監視機能を強化する内容も条例化しています。

条例(案)は、前文及び第1章～第9章の構成となっており、前文では、この条例(案)を制定するに至った背景と必要性を示し、議会改革の理念と目指すべき目的を定め、その実現に向けた決意を宣言しました。

各章については、第1章「総則」、第2章「議会及び議員の活動原則」、第3章「町民と議会の関係」、第4章「町長等と議会の関係」、第5章「議会運営」、第6章「議会及び議会事務局の体制整備」、第7章「議員の政治倫理」、第8章「議員の定数及び議員報酬」、第9章「最高規範及び条例の見直し」の構成となっています。

なお、条例施行日は、公布の日から施行するものとします。

以上、議員各位におかれましては、ご賛同賜り、可決していただきますよう、お願い申し上げます。

令和2年9月25日。奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行いたいと思います。

議員発議第11号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議員発議第11号 河合町議会基本条例（案）制定については可決されました。

◎議員発議第12号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第23 議員発議第11号 コロナ危機のもと、小中学校全学年での少人数学級の実現と、特別支援学校における設置基準を設けることを求める意見書を議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提案者の坂本博道議員の説明を求めます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） コロナウイルス感染症拡大のもとでの3ヶ月にわたる学校の休業が再開されたが、長く続いた休業によって、「学校に行けない」「外で遊べない」「勉強が心配」など、子どもたちの不安が強まっていることが、国立成育医療研究センターの「コロナ子どもアンケート」などで明らかになっています。学校再開後の子どもたちの不安を受け止める手厚い教育が求められています。

分散登校は学校再開直後の一時期だけで、通常人数授業にもどり、ソーシャルディスタンスの確保が求められながら、40人学級編制（法律上は小学校1年生のみ35人）のもとで「密」なクラスも多く、子ども、保護者、教師も不安とストレスを感じながらの学校生活となっています。また、近年「過密化」が大きな課題になってきた特別支援学校では、命の危険と隣り合わせの児童生徒が学ぶ中、子どもにも教師にも大きな重圧となっています。

こうした状況下にあって、7月3日には全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方三団体が、「現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難」として、「少人数学級の実現へ教員の確保がぜひとも必要」と求めた提言を発表しました。7月30日には全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校校長協会、全国特別支援学校長会の4会長がそろって、きめ細かな指導が可能になる少人数学級の検討を文部科学省に求めました。文部科学大臣も「少人数の有効性を深掘りしたい」と義務教育標準法の見直しに前向きな発言をしています。

OECD加盟国中最低となっている日本の教育予算水準をOECD並みに引き上げ、教員の配置を大幅に増やすことは、学校で感染症予防と子ども達に寄り添う、行き届いた教育の実現に欠かせない課題です。

よって、政府および国会は、小中学校の全学年での少人数学級を早急実現されるとも

に、特別支援学校における過密化解消を念頭に設置基準を設けることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日。奈良県北葛城郡河合町議会。

尚、この意見書につきましては、宛先としては衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣宛とさせていただきたいと思っております。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行いたいと思います。

議員発議第12号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議員発議第12号 コロナ危機のもと、小中学校全学年での少人数学級の実現と、特別支援学校における設置基準を設けることを求める意見書は可決されました。

---

### ◎議員発議第13号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第24 議員発議第13号 新型コロナウイルスの感染症拡大の影響に伴う県営水道料金の引き下げを求める意見書を議題とします。

お手元に配布のとおり所定の賛成者があります。

提案者の坂本博道議員の説明を求めます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 新型コロナウイルスの感染症拡大の影響に伴う県営水道料金の引き下げを求める意見書について提案させていただきます。

新型コロナウイルスの感染症の拡大は県民の命と健康、生活と営業に大きな影響を与えており、引き続き感染拡大を防ぎ、県民生活を支える万全の取り組みが必要とされています。その中で現在、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けている住民生活や事業活動の支援と積極的な手洗いの実施による感染予防を目的として、水道料金の引下げに取り組む自治体が増えています。

水道料金の引き下げは自治体が行える固定経費の負担軽減策として多くの県民から歓迎されており、その促進と継続が求められています。

そこで、県下各自治体における水道料金基本料金の引き下げ措置をより促進するために県営水道における自治体負担の軽減に取り組むことが急務となっています。

よって以下の通り求めます。

1. 水道用水を供給している各自治体からの徴収料金を引き下げる措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月25日。奈良県北葛城郡河合町議会。

尚、この意見書につきましては、奈良県知事宛てとさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行いたいと思います。

議員発議第13号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議員発議第13号 新型コロナウイルスの感染症拡大の影響に伴う県営水道料金の引き下げを求める意見書は可決されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（杵本光清） 日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題としたいと思います。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（杵本光清） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。  
よって、令和2年第3回定例会はただ今をもちまして閉会します。

閉会 午後11時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治